

企業等の立地・設備投資に関する優遇制度のご案内

～ 甲賀市固定資産税特別措置条例 ～

市内における企業等の新たな立地・設備投資を支援し、産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、固定資産税の特別措置を行います。

対象施設

企業等が新設・拡充した家屋及び償却資産（土地は対象外）

対象事業（業種）

- ・ 製造業
- ・ 情報通信業のうち情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
- ・ 運輸業のうち道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業

条 件

規 模	投下固定資産額	増加常用雇用者数（注1）
中小企業	1億円以上	5人以上
中小企業以外（大企業）	10億円以上	15人以上


（注1）常用雇用者とは、事業者が直接雇用する者で雇用保険及び社会保険の被保険者資格を有し、期間の定めなく雇用する者


※企業等は市内に住所を有する者を雇用するよう努めていただきます。

※増設・建替・市内間移転は、従前の従業員数から増加することが必要です

優遇措置 令和2年1月2日から令和5年1月1日までの間に行う新設等を行う場合

（10,000平方メートル以上の新たな用地造成が伴う場合は令和6年1月1日まで）

新たに投資した対象施設の
固定資産税（家屋及び償却資産）  税率：0.5%
3年間適用

本社機能又は研究開発機能の設置
又は拡充を伴う場合は  税率：0.0%
3年間適用

判定要件

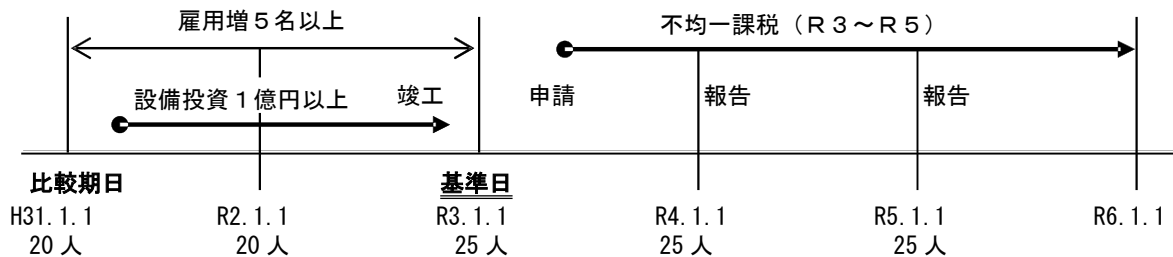
◆常用雇用者数

1. 増加する常用雇用者数の確認は、雇用保険及び社会保険の加入書類等により確認します。
2. 増加常用雇用者数
 - ① 対象施設が賦課された1月1日時点（基準日）の人員と対象施設が竣工・稼働した前年の1月1日時点の人員とを比較し、課税の年度ごとに判定します。（CASE①参照）
 - ② 対象施設が賦課された1月1日時点（基準日）の人員が、増加雇用者数の要件を満たさなかった場合でも、基準日から3年以内に要件を満たした場合は、特別措置の対象となります。（CASE②参照）

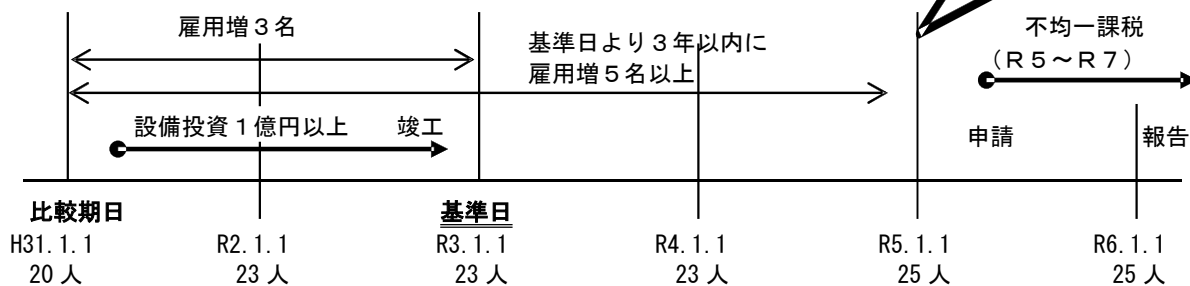
◆投下固定資産額の通算

継続性のある複数年の設備投資については、投下固定資産額を通算できます。

CASE① 賦課日（基準日）に増加常用雇用者数の要件を満たしている場合（中小企業）



CASE② （中小企業者）基準日から3年以内に雇用者要件を満たす場合



提出書類

◆不均一課税申請書（様式第1号）

◆添付書類

- ・市税納税証明書（直近3年間分、未納の無いもの）
- ・設備投資に係る事業報告書（任意様式）
（年度別の設備投資概要ならびに雇用者数等）
- ・事業所全体の平面見取図（申請対象資産を明示）
- ・配置図（償却資産の設置個所を明示）
- ・取得の明細（取得価格及び耐用年数を記載した書類）
- ・対象資産の写真
- ・家屋の建築確認済証又は建築工事届の写し（家屋該当）
- ・家屋登記事項証明書（家屋該当）
- ・常用雇用者の増加を記載した明細及び計画書
（雇用保険ならびに社会保険の加入書類写し等）
- ・定款の写し
- ・業種が確認できる書類（法人の登記事項証明書等）
- ・投下固定資産額が確認できる書類
（償却資産申告書、又は領収書・工事請負契約書の写し等）

※リース契約の場合、リース見積書・固定資産税軽減額計算書の写しを添付してください。

本社機能又は研究開発機能の設置拡充の場合は下記の書類を添付してください。

- ・甲賀市固定資産税特別措置条例にかかる本社機能・研究開発機能整備計画書（参考様式）

※詳しくは甲賀市のホームページで公開しています。

甲賀市ホームページ <http://www.city.koka.lg.jp/7915.htm>

甲賀市 企業立地

検索

申請期間

2月1日～2月末日（土曜、日曜、祝日を除く執務時間内 ※ 8:30~17:15）

提出先、お問い合わせ先

甲賀市 産業経済部 商工労政課 新産業振興係
〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053
TEL0748-69-2187 Fax0748-63-4087
メール:koka10351000@city.koka.lg.jp

